

幕末の松江渡海場

——「御用留 船目代六右衛門」をよむ——

多久田 友秀

はじめに

松江に城下町が建設された条件のひとつに、宍道湖と中海を大橋川で繋ぐ水運の要衝であったことがあげられる。城下町開府以前に、ここにはすでに末次および白潟の町場が形成されていた。水陸の交通を繋ぐ結節点という地理的特性を踏まえて、これらの町場を組み込んだ、政治的・軍事的および物流拠点として城下町が建設されたのである。⁽¹⁾

近世初頭、各地に族生した城下町は、松江にかぎらず、このような水運統制を重要視して建設されたものが少なくない。諸藩には同時に、職制における船方機構の整備が進められた。幕府をはじめ各藩では、船手役所が設けられており、一般的には船奉行のもとに組織される構造になっていた。⁽²⁾

松江藩においても、水運や海防に関する船舶の管理・手配をつかさどる機関として、船手役所が設けられていた。「御船屋」として知られる藩役所である。もともと水軍に発する組織であり、元和六～寛永九年（一六二〇～三三）の作成とされる「堀尾期松江城下町絵図」（島根大学附属図書館蔵）にも、東本町の東端部に「船屋」が設けられており、城を防備する機能を持つていた。⁽³⁾ 松江藩の船手役所については、島田成矩氏によつて検討がな

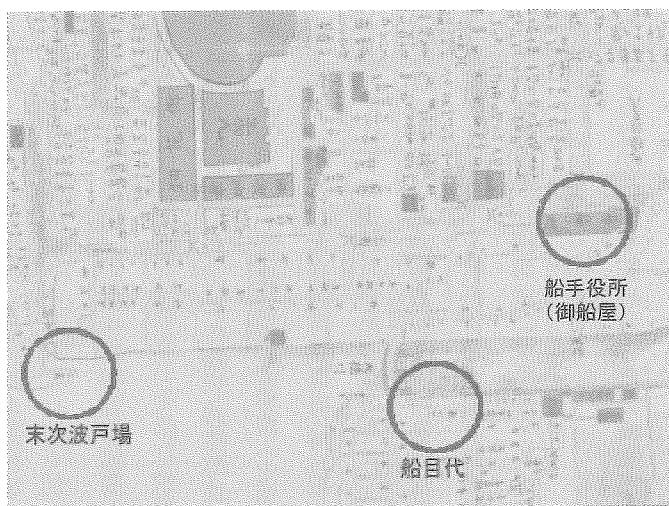
され、水主を勤めた家の中山家文書をはじめとする諸史料の検討によつて、「御船屋」の立地や運営の様子を明らかにされている。⁽⁴⁾

ただ、幕藩領主が有した船舶は限られており、廻米船をはじめ、御用船を確保する必要があった。また、舟運による禁制品の出入りを取り締まるため、各地に船番所が設けられたが、より徹底した統制を進める必要がある。その手段として、各地の水運拠点で貨物輸送に従事する船頭仲間（船座）を通じて、在地の船に輸送業務に従事させるとともに、禁制品の取り締まりを命じたのである。⁽⁵⁾

松江藩領国下における船頭仲間にについては、小林准士氏が宍道湖内海の宍道船座について、また拙稿でも、荒木川方から宇龍への廻米を担う出雲大社門前杵築の上荷船頭仲間について明らかにしている。⁽⁶⁾ とりわけ小林氏の論考は、本稿で取り上げる松江城下の船乗集團について、宍道湖・中海の内海水運の構造の視点から触れており、松江渡海場の特権的な地位を明らかにされている。

本稿では、松江白潟の船乗集團を統括した船目代の史料から、これまであまり知られていない、城下の船頭仲間の実態について考察する。船手役所をはじめとする藩役所との関係をみていくとともに、所在地の白潟町人との関係に注目して、社会集団としての有り様を検討するものである。

【図①】松江渡海場関係地
松平期松江城下町絵図(部分)(島根大学附属図書館蔵)



このために、主として島根県立図書館の周藤氏寄託文書「御用留 船目代六右衛門」(以下、「御用留」)を題材として扱う。船目代六右衛門が職務上の必要から記した、慶応元年(一八六五)十一月から同三年(一八六七)末までの記録である。一つの内容の記事について、後日に発生した関連記事もまとめて記されていることから、のちに同人の船目代就任以降の記事をまとめて編集したものと思われる。これから幕末の松江渡海場の様子についてみていただきたい。

1、松江渡海場の職務と特権

(1) 「渡海場」とは

まず、表題でも使用している「渡海場」という語について確認しておく。その名称から特定の場所を示す言葉としてとらえられるが、この語は松江では固有の意味をもつて使用されていた。

「御用留」をみて気づくことは、渡海場が願書類の提出者となり、また藩からの差紙等の宛名となっていることである。例えば、慶応二年(一八六六)十二月、長州征討の陣具運賃をめぐって、藩に歎願書とともに提出した演説書には、表紙に「演説書 渡海場」と記されており、文書の作成者(提出者)となっている(『慶応二年』寅十一月記事)。翌年二月、これを受けた藩の船手役人は、陣具運送以外の通常の御用船運賃が分かるようにして歎願書を再提出するよう、「渡海場」に対して命じている(『同三年』卯二月記事)。このように渡海場の名称は、藩が訴願の主体として公認する組織・集団を意味して使用されているのである。

ただ、渡海場の語は、実際に場所を示す名称としても使用されている。後掲の、松江での船継作法について藩に提出された反論書(史料①)には、「内潟通抜候儀ハ不相成、渡海場ニ而積替、松江船ニ而馬潟外江ハ積参り候作法ニ御座候」といった表現がみられ、荷物を積んだ他地域船による大橋川の通り抜けを禁止し、「渡海場」で松江の船に積み替える作法であることが述べられている(『慶応三年』卯九月記事)。

このような場所を示す表現としての渡海場は、松江以外の場所を指しても使われていた。藩が明和五年(一七六八)に制定し、天明二年(一七八三)に改定した廻船方船法には、次のような条文がある。「一、松江、平田、庄原、宍道、安来、右渡海場荷下、古来より相究候ヶ所は格別之事に候得共、論所之入割に付而是、其宣布に任せ新究申渡ヶ所も可有之事」とあり、松江のほか平田・庄原・宍道・安来も「渡海場」と表現している⁽⁸⁾。これらの場所は、「内潟五ヶ津」とよばれ、特権をもつ船乗集団が存在する水運の拠点であった⁽⁹⁾。

渡海場は、このような船乗集団の所在する場所を指す語として使用され、

また、船乗集団そのものを指して呼ばれることがあった。とりわけ、城下松江における船頭仲間は、社会集団の名称として「渡海場」を公称しているのである。

（2）「松江渡海場之訳」にみる船作法

社会集団としての渡海場は、さまざまな船方諸役を負担することを前提に、特權を認められていた。まず、船目代六右衛門によつてまとめられた由緒書である「松江渡海場之訳」⁽¹⁾から、渡海場の職務についてまとめておく。松江渡海場の座数は四十二に固定されており、船数は四十一とされていた。大きな特徴として、①大橋川の東西の通行は、荷物を積んだまま通り抜けることは許されず、大橋付近で荷物を渡海場の船に積み替えて、必ず船継ぎしなければならなかつた。

また、②松江渡海場の荷下からの船積みも渡海場の船によるることを原則とした。「荷下」とは、船荷の積み出しを松江渡海場の船に限定するものとして設定された範囲である。これは、具体的には松江城下一円および、秋鹿郡古曾志・浜佐田・寺津、島根郡浜佐田・黒田・川津・市成・大内谷・西尾・朝酌・矢田・福留・大井・意宇郡野白・福留・乃木・西津田・東津田・天間・馬潟・竹矢の各村々であつた。

さらに、③藩の米蔵などから廻船までの登米輸送に従事するのも渡海場の船に限られていた。外洋を航海する廻船は比較的規模が大きい船が使用されており、中海側の大井沖あるいは馬潟・矢田辺に投錨していたようである。

①から③のような船作法を認められた渡海場であつたが、それぞれに例外もあつた。「上錢」を渡海場に支払うことで、他地域船でも大橋川の通

行や荷下での船積みができたのである。この「上錢」は状況によつて内容が異なり、およそ三つの意味があつた。

一つ目は、船継ぎを原則とした大橋川で、松江渡海船への積み替えが難しい場合、直通する船が代わりに渡海場へ支払つて通行するものである（上錢①）。

二つ目は、渡海場以外の船が、松江から荷物を積み出すときに渡海場へ支払うものである（上錢②）。『松江渡海場濫觴并ニ古船法』⁽²⁾に記された元禄八年（一六九五）「條々」によれば、以後松江から荷物を積んだ他地域船が出帆する時は、厳重に調べた後で船頭より「船運上」を徵収するものとされている。

三つ目は、登米・廻米を荷下村々から廻船へ直積みする場合、廻船の船頭から渡海場へ支払うものであった（上錢③）。明和六年（一七六九）より認められるようになつた措置であつたが、実際には翌年より徵収されるようになつた。これは、津屋太助・肥後屋喜右衛門両人が雇船で元船（廻船）に直積みしようとして、渡海場と争論になつたことが発端のようである。渡海場の主張が聞き届けられ、御救米として三十五俵が与えられ、今後は渡海場が船頭から上米を徵収することに決定している⁽³⁾。ただし、この上錢の徵収は、松江渡海場に限られず、宍道湖・中海の内海全体で制度化されたようである。宍道でもこれ以後、他所の船が荷物を積み受ける場合、三分の一の「上舞」（上錢）を徵収するようになつてている⁽⁴⁾。

このように、原則として渡海場船に荷下からの積み出しを限定し、大橋川通行時に船継ぎさせることで禁制品の出入りを取り締まつたが、上錢を渡海場に支払うことでこれに代える方法もとられていた。これは、実態に合わせて他地域船の使用を認めるとともに、上錢を徵収できる渡海場の権

利を承認する」とで、体制の維持を計るものであった。

(3) 「御用留」にみる職務と特権

慶応二年（一八六六）の「御用船」

「御用留」には、このような禁制品の取り締まりや登米輸送のほかにも、渡海場が勤めた職務が記されている。御用船として、藩役所の必要に応じて人や荷物を輸送する義務を負っていた。

慶応二年（一八六六）の御用船の内容が判明するが、これについて内容を整理してまとめたものが【表①】である（慶応二年×寅十二月記事^{〔1〕}）。この年は、合計で一〇三艘・二二件の御用船が徵發されている。内訳は、「大井沖軍艦行御入用」が最大で三〇艘であった。これに「御家中方立船御入用」の二艘、「塩（煙）硝方御入用」の一六艘が続く。ほかには、大根島番所・江角番所・馬渦番所といった出先役所の人員の交代に関わるものがあった。また、西尾村にあつた円流寺をはじめ、八幡宮・一畑寺・美保神社の祭礼・祈禱のために徵發されたものもある。船種も、渡海船・伝渡船・駒船の別が確認でき、渡海船と伝渡船はともに一人乗であった。

出張した範囲も宍道湖・中海の内海一帯および、三保関や武代といった外洋と内海水運の結節する場所への輸送に従事したことが分かる。こうした範囲は、通常から渡海場の船がこれと重なる地域に展開していたことを物語っている。

ただし、御用船についてみると、この慶応二年は例年とは違う特別な事情のある年であった。同年六月、第一次長州征討が発生しており、松江藩も石州へ部隊を派遣している。六月三日から一番隊大野舎人が出陣し、七月十三日から十八日にかけて石州浜田近郊で長州軍と戦闘におよぶも、

【表①】慶応2年(1866)の御用船

船種	水主	内容	行先	船数(艘)	1艘分賃銭	賃銭渡方法	備考
1 渡海船・伝渡船		塩硝方御入用	来海村	16	165文	奥谷村御場所渡り	伝渡船は「平田江御單用に付御蟻燐荷積請候分」
2 舶船	1人水主	御同心中御入用	円流寺	6	425文	町水夫渡り	舶船賃共に
3 渡海船	2人水主	大根島御番所詰替御入用	(大根島)	2	1740文	町水夫渡り	
4 伝渡船	2人水主	御札座御入用	三保関	2	夏1500文 冬2000文	御札座渡り	
5 渡海船	2人水主	円流寺御法会ニ付鷲淵寺僧中帰山入用	平田	6	2400文	町水夫渡り	
6 渡海船・伝渡船	2人水主	御家中方立船		21	1里48文		賃銭は「往古よりの御法」
7 渡海船	2人水主	八幡宮御の御入用	馬渦	3	96文	御的場渡り	
8 伝渡船	2人水主	御札座御入用	安来	1	1215文	御札座渡り	
9 渡海船	2人水主	江角御番所詰替御入用	(江角)	2	1250文	町水夫渡り	往返勤
10 渡海船	2人水主	馬渦御番所詰替御入用	(馬渦)	2	1500文	町水夫渡り	往返勤
11 渡海船	2人水主	塩硝方御入用	湯町	2	90文	奥谷村御場所渡り	
12 渡海船	2人水主	御作事所御入用	下伊野村御茶屋	1	1350文	町水夫渡り	
13 渡海船	2人水主	御同心中一畑寺行入用	小境	1	1800文	町水夫渡り	
14 渡海船	2人水主	御台所御入用	安来	1	1650文	町水夫渡り	
15 渡海船	2人水主	御作事所御入用	平田	1	2325文	町水夫渡り	
16 渡海船	2人水主	因州御軍勢御通行之節御台所御入用	揖屋村	1	570文	町水夫渡り	
17 渡海船	2人水主	御破損方御入用	平田	1	2325文	町水夫渡り	
18 渡海船	2人水主	御作事所御入用	安来	2	1650文	町水夫渡り	
19 渡海船	2人水主	三保関御祈禱御用ニ付小川太右衛門様入用	(三保関)	1	(950文)		
20 渡海船	2人水主	因州御使者方御入用	出雲郷	1	950文		
21 渡海船・伝渡船	2人水主 (渡海船)	大井沖軍艦行御入用		30	1140文	御船手渡り	
				103			船数大小共

(注) 周藤氏寄託文書「御用留 船目代六右衛門」(島根県立図書館)より作成

十八日、撤退により浜田城は落城した。⁽¹⁵⁾

渡海場も、長州征討にあたって陣具および兵糧の輸送などに従事している。石州浜田近辺の長浜や、石見国境の村々への出陣および藩主の平田出陣のとき、渡海船・伝渡船数百艘が従事したという。ただ、渡海場はもともと城下周辺内海の船方御用に従事するものであったため、石見まで従軍することはなかった（慶応二年六月・寅七月記事）。

こうした長州征討の陣具輸送は、通常の御用船とは別の臨時のものであつたため、【表①】には含まれない。通常の御用船数は、前々年（元治元年）の一四艘、前年（慶応元年）の一二〇艘と比べて減少しているが、実際に例年にはない船数が徵發されており、渡海場の負担となっていた。

大橋川通行の船継ぎ作法

大橋川を東西に廻船が通行する場合、必ず松江で荷物を積み替えなければならなかつたことはすでにみた。「御用留」からは、松江での船継ぎの作法について、より詳細な手続きが判明する。

慶応二年（一八六六）十二月、馬潟番所から藩庁に船継ぎの上荷賃（運賃）について問い合わせがあつた。これが、白潟大目代を通じて渡海場に伝えられ、内容は次のようなものであつた。大橋川を通り抜ける各地の船は、渡海場に支払う上荷賃が値上がりしていく難渋している。渡海場では船によって上荷賃を値引きすることもあるようで、必ず守るべき作法でなければ通船の障害である。制約がなくなければ渡海場はもちろん通船も繁栄し、物流が盛んになることで物価も下がるであろうというものであつた（慶応二年十二月記事）。

渡海場からはすぐに反論書を作成したが、小目代から手直しするようにな

示唆されたため、修正案通りに書き直して再提出したのが次の史料である（慶応三年卯九月記事）。

【史料①】

白潟渡海場ニ而諸船より請取申候上錢、何角之儀御尋御座候ニ付、左ニ奉申上候

松江渡海船之儀、往古より東西船継、且船頭相対上錢等ニ至迄御法御立被下置、以御蔭渡世相當難有仕合冥加至極ニ奉存候、然處御国内浦々之船とも江角より入れ馬潟外へ通り抜候荷物を積受、⁽¹⁾内潟通抜候儀ハ不相成、渡海場ニ而積替松江船ニ而馬潟外江ハ積參り候作法ニ御座候處、間ニは荷物或は用向之模様ニ寄其呂通り抜度旨申出候向も有之候へハ、⁽²⁾当番之渡海乗船頭与相対ニ運賃半分位当日番船之所詮どして請取之、馬潟外水先ニ渡海乗之もの老人乗組罷出候事ニ御座候處、殊ニ寄水先断ニおよひ候ものも有之、⁽³⁾乗組不罷出候時者水主老人丈ヶ之入用運賃之内負遣し、荷物切手ニ引合差通し候渡海場之仕來リニ御座候、右者渡海場而已ニあらず、何方も船継之場者同様所々之仕來りニ而、船乗共相互之儀納得之上取遣仕候儀ニ御座候處、諸船より受取申候上錢之儀者當節柄ニ付而者、古來之定より五割増ニして當時受取申上候得共、是者至而聊之ものニ御座候、能々渡海乗者共取糺見候処、前書ニ申上候内潟通抜之船相対立錢与唱ひ違ひ候ニは無御座哉、上錢与申ハ下タ付紙之通船壹艘「合印」より誠ニ聊之儀ニ御座候處、勿論定メ外余分受取候様之義ハ無之旨申出候、此旨宜敷被仰上可被下候、

以上

卯九月

渡海場 船役人

通り上錢之儀者積替難相成荷物積居候船三、荷物之多少ニ寄毫艘
分百文より三百五拾文位迄當時受取之申候、勿論空船之分ハ構ひ

不申儀ニ御座候

ここでは、上錢の意味が問題にされている。渡海場の主張を整理すると、次のようになる。

①他地域の船による大橋川東西の直通は禁止されており、荷物を積んで通行する船は、松江渡海場の船に積み替える必要がある。②渡海場船への積み替えが難しい場合、直通船は交渉して運賃の半分位の上錢を当日の番船へ支払って通行する。この時、水先人として渡海船乗りの者一人が乗り込む。③水先人の乗船が難しい場合は、荷物切手を確認の上、上錢から水主一人分の費用を差し引いて通行させるという作法である。

ここでの上錢は、さきの分類にみた上錢①であり、渡海場船による船継ぎを原則としながら、これに変わる手段として位置づけられている。

この反論書は小目代が修正したものであつたが、初めに渡海場で作成したものに比べて、傍線部分①から③のポイントが整理されたものになつた。さらに、「前書ニ申上候内潟通抜之船、相対立錢与唱ひ違ひ候ニは無御座哉」として、馬潟番所が上荷賃（運賃）を問題としながら、作法としての上錢と混同していることも指摘している。このように、白潟の町役人である小目代は、単なる運賃の問題ではなく、船継ぎ作法を保証するのが上錢であるという渡海場の主張を補足し、加筆して願書の作成に関わっていたのである。白潟町役人の立場からは、船継ぎ作法に基づく舟運体制が、維持されるべきものであつたことを物語つている。

2、松江渡海場をめぐる諸関係

(1) 「御用留」の役人一覧

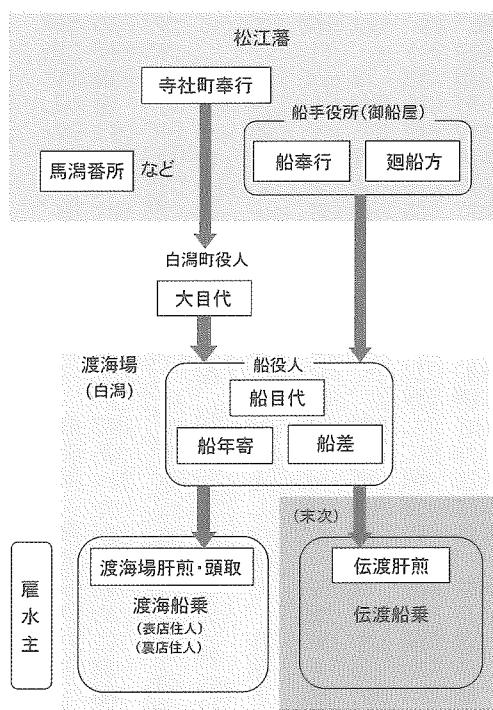
「御用留」では、冒頭に各種役人の役職と人名が書き留められており、これらの人々との関わりがとりわけ重要であったことを示している。これらは、登場する人々を記載順に、役職名・人名を整理してまとめたものである。町奉行の名前から書き始められており、その後に奉行所の諸役人が続く。さらに大年寄・大目代・小目代といつた町役人、船年寄・船差の渡海場船役人が記され、再び藩役人である船奉行以下の船手役人、おわりに渡海場

【表②】渡海場（船目代）に關係する人々

役職	人名	所属
町御奉行（月番）	高井兵太夫	藩
	渡部治太夫	藩
町御調役	小川圭太夫（慶応3年3月まで）	一西村周一兵衛
	西村周一兵衛	藩
留附頭取	武田夫兵衛	藩
	船越嘉蔵	藩
留附役	宮迫千八	藩
	袖山久兵衛	藩
物書手伝	伊藤彦七	一河津百平（慶応3卯3月後役）
	高橋喜蔵（病死）	→木村雄三郎（寅暮より代役） →吉井文之助（寅暮より後役）
大年寄	森脇屋嘉右衛門	町
大目代	森脇屋忠兵衛	町
小目代	田中屋万兵衛	町
船年寄	荒布屋九助	渡
船差	杵築屋万太郎	渡
船御奉行	山本覚兵衛	藩
内改方	石原宗兵衛	一小室貞助（慶応3卯4月後役）
廻船方	広江權内	藩
小頭方	桂權藏	藩
	尾原浜右衛門	藩
御道具方	石田文太夫	藩
	和田伴蔵	藩
物書方	原兼太郎	藩
渡海場頭取	高木屋嘉助（病死）	一庄原屋勘助
肝煎兼勤	庄原屋勘助	→古井津屋門助（肝煎頭）
	古井津屋門助	→高木屋儀助（嘉助倅）
渡海場頭取	庄原屋藻平	渡
	庄原屋祐蔵	渡
	宍道屋茂重	渡
伝渡肝煎	武助	渡
	金助	渡
	壹童（波土灘縫方）	渡
	平蔵	渡

(注)周藤氏寄託文書「御用留 船目代六右衛門」(島根県立図書館)より作成

【図②】松江渡海場の概念図



頭取以下の渡海場関係の人名が並ぶ順番になつてゐる。

人名には、付箋を貼つて訂正されているものがあり、役替えによつて交代した人物も判明する。注意してみると、町御調役の西村周一兵衛のように、転出していない人名も付箋を張り替えて変更されており、格順の変動を反映しているようである。【表②】では、付箋で訂正された人名を↓（矢印）のあとにつけて表現した。

以下では、渡海場と藩役人、および渡海場内部の諸関係に分けてみていくことにする。渡海場と藩役人の関係では、町奉行所と船手役所の役人名があり、とりわけこの二つ役所との関係が重要であつた。両者の系統を基に、渡海場と藩、さらに渡海場内部の諸関係を概念図にしたもののが【図②】である。それぞれの諸関係を順番にみてみたい。

(2) 渡海場と藩役人の関係

寺社町奉行→大目代→渡海場船役人

藩から渡海場に通達される系統として、町奉行から大目代を通じてもたらされるものがあつた。「御用留」冒頭の役人一覧では「町御奉行」として登場するが、松江藩の職制では、寺社奉行の職分とあわせて寺社町奉行であつた。^[16]

「御用留」から記事をひろつてみると、およそつぎのような特徴があつた。

①渡海場船役人の役職の任命に関するもの、②藩主への御目見得に関するもの、③水難処理についての指示等に関するものである。

①渡海場船役人の役職の任命に関するものとして、次の事例が確認できる。

○慶応元年十二月十五日、船目代六右衛門死去につき、町奉行役宅において、

伴松屋恒太郎を船目代に仰せ付ける。

○慶応二年十月二十四日、船年寄荒布屋九助が辞職を願うが、町奉行より辞任を差し止めるように指示がある。

恒太郎の船目代就任にあたつては、大目代とともに月番の町奉行高井兵大夫の役宅に出向き、そこで目録が渡されている。「御用留」にはこの目録の写しがあり、「覺 一、米四俵壱斗七升六合武人扶持 白潟八軒屋町恒太郎 右船目代申付、右之通遣之」とある。船目代は、藩から直接任じられた役職であつたうえに、切米が与えられていた（慶応元年十二月十五日記事）。

同じく船役人である船年寄についても藩によつて任じられた。当時の船年寄荒布屋九助は、近年病身であり、急速な御用に対応できないとして、船目代六右衛門へ辞職を願い出た。船目代は思いどまるよう説得したが、九助は応じなかつた。その後、大目代を通して辞職願が提出されると、町

奉行から差し留めるよう命じられたため、九助もこれに感謝し、ようやく思いとどまつた。

この時、船目代は大目代一町奉行ルートとは別に、廻船方広江権内に対しても、船年寄留任のことを相談していた。ただ、船目代自身が「船年寄断願尚又替之節込も廻船方江届ケハ不及候得共」と、廻船方へは船年寄の辞職や役替にも届け出はしないが、今回は先例に構わず願い出たとしており、もともと渡海場船役人を任免する関係にはなかつたようである（慶応二年×十月廿四日記事）。

②藩主への御目見得について、大目代を通じてその日程・場所が通知された。船目代六右衛門は、藩主の御目見得が許される格式であり、「御用留」では、計五回の通知が確認できる。

○慶応二年一月七日、旧例の通り三の丸での御目見得を仰せ付ける。

○同年六月十九日、長州征討のための藩主出陣につき、末次町土手広場にて御目見得を仰せ付ける。

○同年十月五日、藩主上京につき、津田街道にて御目見得を仰せ付ける。

○同年十二月六日、藩主帰国につき、津田街道にて御目見得を仰せ付ける。

○同三年一月七日、旧例の通り三の丸での御目見得を仰せ付ける。

このうち、六月十九日の長州征討時の御目見得は、藩主が平田に本陣を構えるため、その出府にあたつてのものであった。まず末次町黒田屋喜兵衛方へ寄合い、「土手広場」において御目見得することが、前日に大目代より廻状によつて知らされている（慶応二年×寅六月十八日記事）。

ただ、驚くべきことに、船目代六右衛門はこの五度の御目見得をすべて辞退している。最初の慶応二年一月七日の三の丸での御目見得は、もともと父の忌中であつたため出来ないものであつたが、以後の御目見得の辞退

は、本人の病気を理由としている。五回の不参加はやはり不自然な行動であり、例えば、藩主の前で無理な要求を承諾させられるような状況があり、これを避けたいといった事情が想像される。

③の水難処理は渡海場の職分であり、これについての指示もあつた。

○慶応元年十二月一日、嫁が島沖で、出雲郡御蔵入米を搭載した下庄原村茂八船が難船。乗人は無事であったが、積荷の米の一部が濡米になつた。

○同二年四月十八日、雜賀町仲間日雇友次郎が大橋西側より身投げ。翌日、寺社奉行（寺社町奉行）より捜索を命じられ、夕刻前に遺体が発見される。

○同二年八月四日、島根郡大海崎村沖合にて、渡海乗松五郎の雇水主が帆足に刎ねられて水中へ落下。七日夕方に同村沖にて遺体が発見される。

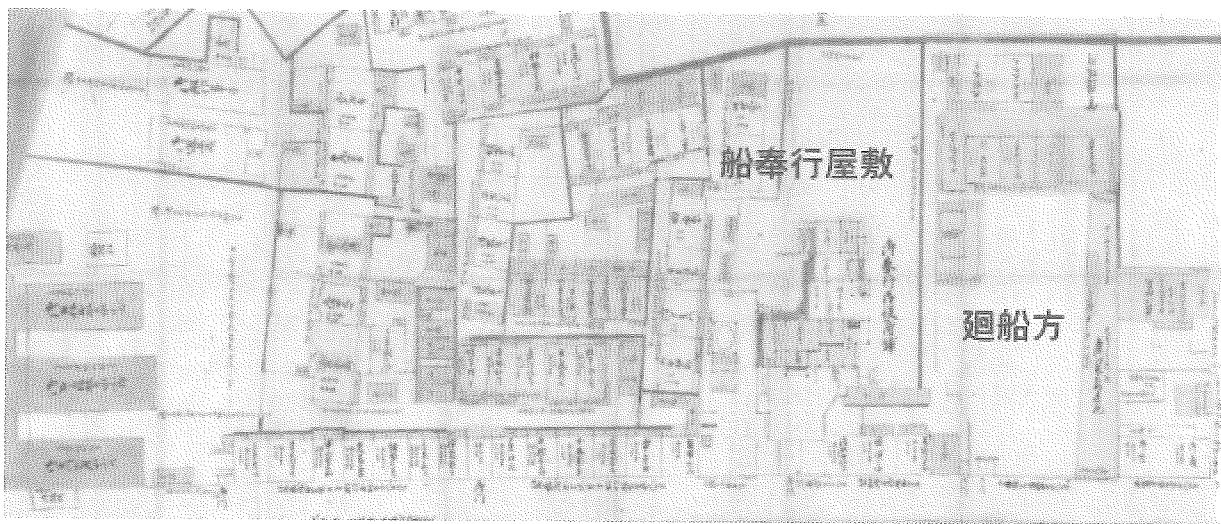
水難の場合は、まず渡海場肝煎に知らせがあつて対応し、これより船員代へ伝えられるという手順であった。大海崎沖での雇水主水死については、八日に渡海船乗松五郎に船差万太郎・船年寄九助が連署して届が作成され、奥書した船目代六右衛門から大目代忠兵衛へ提出している（慶応二年×寅四月十八日記事）。

職務に関する指示については、とくに③水難処理の指示が書き留められていたが、後でみると、正式な渡海船手配の指示そのものが、寺社町奉行から触れられた可能性がある。ここでは、「御用留」に繰り返し記された、渡海場側からみた特筆すべき関係として、三つの事柄をとりあげた。

船手役所（廻船方）→渡海場船役人

船手役所は、政務に必要な船舶を手配する役所であった（【図①】参照）。【表②】によれば、船手役所は船奉行を頂点として、内改方、廻船方、小頭方、御道具方、物書方といった役人で構成されていたことが分かる。船奉行の

【図③】御船屋分見絵図(部分)(中山英男氏蔵)



みが土列にあり、「御船奉行并御役人年数書」(中山家文書)によれば、当時の奉行は山本覚右衛門(百石取)で、元治元年(一八六四)三月に就任している。⁽¹⁷⁾

御用船などの船方

諸役に関する具体的な手配は船手役所を通じてなされており、渡海場から船役人に宛てて御用船の運賃米を請求しているものがある。元治元年(一八六四)、渡海場は二ノ丸灘から「武代御藏」(川方役所)までの武具方御用船を勤めたとき、目録を船手役人衆あてに提出し、運賃米を請求している。

その他の藩役所との関係

すでにみたように、慶応二年の御用船(【表①】)には、煙硝方・御札座・作事所・破損方などのものがあり、渡海場にはこれらの諸役所との接点も

る。翌二年三月、船手役所は勝手方からの払い出しを受けて、船目代に代金を渡した(慶応三卯五月記事「イ印 米運賃古格」)。

船手役所から渡海場への指示系統では、とくに廻船方から指示される場合があった。実際、船方諸役についての細かな指示や渡海場からの問い合わせは、廻船方の広江氏が窓口になっていた。廻船方は、組織上では船手役所に含まれる構成になっていたが、実際には独自の存在であった。かつて船手役所の水主の家に生まれ、父の代までこれに従事していた後藤藏四郎によれば、廻船方は船奉行の配下であったが実態は別で、用事のある時に役所へ来ることがある程度であったという。⁽¹⁸⁾

廻船方は他の船手役人とは異なり、広江氏によつて世襲されていた。「御船奉行并御役人年数書 奉行控」には宝暦年間の広江林右衛門以降の記録があり、他氏による中継ぎをはさみながら、広江氏が五代にわたつて就任している。当時の広江権内は、はじめ林一郎と名乗つており、天保三年(一八三二)より父のもとで見習を勤め、安政五年(一八五八)六月に廻船方の本役に就任している。元治元年(一八六四)より格式は万役人から小算用へと昇進しているが、御目見得仕らざる者であった。

船手役所の建物配置が分かる「御船屋分見絵図」(【図③】)にも、廻船方広江氏の役宅が描かれている。船奉行の屋敷とは別に、隣接する敷地に自らの屋敷を構えており、このことからも廻船方が船手役所のなかでも自律した存在であつたことがうかがえる。

あつた。「御用留」冒頭の役人一覧にはみえないものの、個別の記事からは、こうした藩役所と関係したことが分かる。運賃の支払いも、複数の経路でなされていたことが確認できる。渡海場が各役所から直接受け取る場合と、大目代を経由して受け取る場合があり、直接連絡を取つてある例として、御手船方、軍鑑方などがあり、大目代を通じてのものに札座などがあつた（慶応元年×丑十二月記事）。

ただし、直接あるいは大目代を通じて運賃が支払われた場合も、渡海船の手配については、廻船方が関係していた。通常の御用船の例として、作事所のものがあつた。天保十五年（一八四四）二月、江戸屋敷奥普請のために作事所が材木板類を運送するにあたり、大井沖の元船まで輸送する渡海船手配を指示したのは廻船方であつた。本来、これは作事所の仕事であり、文中では「近日、御作事所より船相望候等ニ御座候、左様御心得可被成候」と、後日、作事方より渡海場へ依頼があることに触れている。実際、二十九日には、町奉行からも一人水主船四十艘の手配が指示され、ここでも作事方より連絡次第、勤めるようにと伝えられている。他に事例を確認できなかつたものの、正式な渡海船手配の指示そのものは、さらにこのように町奉行より触れられていた可能性がある。運賃については、後日、三月・六月の兩度に作事所から直接、受け取つてある（慶応三卯五月記事「イ印 米運賃古格」）。町奉行や船手役所・廻船方との関係も、さきにみたものに限定されるのではなく、実際には入り組んだものであつた。

このほかにも、渡海場は馬潟番所との関係が深かつた。馬潟番所は大橋川の下流、中海への入り口にあつた船番所で、ここを通る船舶の積み荷について、荷物手形を改めて抜け荷を取り締まる役割があつた。渡海場の船役人は、毎年四月にここへ年始挨拶に出かけている。この時の進物は、慣

行として船目代が負担した（慶応一年×四月十八日・同三年×四月廿一日記事）。ただ、すでにみたように大橋川船継ぎをめぐつての意見が対立していることなどから、必ずしも渡海場と利害が一致していたわけでなかつた。

（3）渡海場内の諸関係

渡海場船役人（船目代・船年寄・船差）

「御用留」卷頭の役職・人名には、藩役人ばかりでなく、町方および渡海場の役職も記されており、渡海場内部の諸関係についても知ることができるものである。

渡海場には船役人として、船目代・船年寄・船差の三名があつた。「松江渡海場濫觴并ニ古船法」²⁰には、これら渡海場役人の由緒が記されており、まとめるところによると次のようになる。船目代松屋六右衛門の祖先六郎右衛門は、天正年中（一五七三～一五九二）に大橋川南北の船渡しを差配していいた。慶長十六年（一六一一）の松江城の完成にともなつて、同氏が船手を取り仕切つていたことから船目代に任じられ、三人扶持二十石が与えられた。その後、四十二カ所の渡海船座が設けられて、渡海船諸御用を勤めることになつた。入国後の松平氏からも同様に仰せ付けられたが、延宝三年（一六七五）にいたつて新たに船年寄・船差が設けられた。このとき、あわせて荷下も定められ、厳重に船荷を取り締まる体制が整つたといふ。

船目代は、すでにみてきたように藩より任じられる役職であり、代々これを松浦氏（松屋）が世襲した。八軒屋町に居住しており、天保十二年（一八四二）の記載のある「白潟本町・八軒屋町」絵図にも、「松屋六右衛門居宅」がみえる。²¹さきの恒太郎の船目代就任にあたつて、船年寄と船差

が連名で大目代に提出した「覚」によると、恒太郎は船目代としては八代目にあたるようである。船目代の就任にあたって六右衛門と改名しており、これを通名として使用する慣行があつた（（慶応元年×丑十一月廿九日記事）船年寄・船差よりも古い由緒があり、両者よりも格上であつた。）

毎年、正月六日には船目代宅で、渡海場番船のくじ取りが行われた。渡

海場が勤めた御用船および大橋川船継ぎは、決められた順番に従事するものであり、これをくじ取りで決めたのである。「御用留」では、二度のくじ取りの記事が確認できるが、慶応一年は船目代が忌中であたつため、船年寄九助方で行われている（（慶応二年×正月六日・同三年×正月六日記事））。

船年寄および船差も、藩から任命された役職であつたが、両者は船目代と異なり世襲ではなかつた。当時の船年寄は荒布屋九助、船差は杵築屋万太郎で、屋号を持つ白潟町人であつた。八軒屋町にあつた荒布屋は、三度飛脚問屋のほか酒屋を営んだ豪商であつたという。⁽²²⁾

時期をさかのぼるが、宝永二年（一七〇五）「覚」では、藩より船年寄と船差それぞれの役割が指示されている。公儀より水夫（水主）または御立船を命じられた場合は、船年寄の指図によつて順番で勤めるものとし、杵築大社や日御碕神社などの祭礼で参拝者が船に乗つて混雜するときは、船差が見分して判断することとしている。船年寄が御用船の指示、船差が祭礼時を含む船番の差配を担つていていたようみえる。ただ、「覚」は続けて、船年寄因幡屋半右衛門ならびに関屋吉右衛門、隱岐屋吉右衛門の三人が、年少の船目代の後見として、諸事船手御用を請けるように申し添えており、船目代が若年であつた状況での臨時の措置であつた可能性もある。

幕末の「御用留」の記載からは、船役人それぞれの明確な役割の違いを

読み取ることは出来なかつた。基本的には、船年寄・船差は船目代を補佐する役職であつたと考えられる。荒布屋のような有力な飛脚問屋や杵築屋などの屋号を冠する問屋商人がこれに就任していることからも、渡海場の運営は白潟町人の職分とその利害を反映するものであつたと考えられる。

渡海場肝煎・頭取と渡海船仲間

渡海場では、藩からの御用の指示を受け、藩に願いや届けを提出する役割を、船目代をはじめとする船役人が担つていて。しかし、さらに渡海場内部に目を移すと、こうした船役人が直接に個々の渡海船乗りを差配したのではなく、別にこれを取りまとめる渡海場頭取らが存在した。

渡海場頭取は六名おり、いずれも屋号をもつ町人であつた。この渡海場頭取のうち三名が肝煎と兼勤であつた。渡海場の船役人は藩より任命されていたが、渡海場肝煎は集団内部の役職として、渡海場の船役人が任命するものであつた。「御用留」には、渡海場肝煎について次の二つの事例がある。
○慶応二年九月十二日、渡海場肝煎の高木屋嘉助の死去につき、渡海場肝煎門助を肝煎頭に申しつける。

○同年十一月十四日、高木屋儀助を渡海場頭取并肝煎に申しつける。

九月、高木屋嘉助の死去にともなつて、同じく渡海場肝煎であつた門助が肝煎頭となつた。その後、欠員が生じた渡海場肝煎の扱いをどうするかが問題となり、十一月になつて嘉助の倅儀助が渡海場頭取并肝煎に就任したのである。

【史料②】

渡海場肝煎之儀茂、嘉助死後倅儀助江申付候様評定之所江、渡海場肝

煎・頭取同道三而船目代方江願出、嘉助後役茂未タ不被仰付、諸御用不弁理ニ御座候間、倅儀助江共被仰付候得者、如何躰之者ニ御座候哉之旨願出候ニ付承届候、則十一月十四日箱折四ツ切ニして左之通認メ申付候、尤申付仕舞候得者、渡海場月番ヲ以渡海右仲満・伝渡仲満等江も申触候先格ニ候事

但、船目代・船年寄・船差立合、渡海場肝煎・頭取共、高木屋儀助召連

覚

高木屋儀助

右渡海場頭取并ニ肝煎兼勤申付之候

船役人

寅十一月

これから判明する高木屋儀助の就任は、次のような手続きを経たものであつた。船役人の間で渡海場肝煎について、倅儀助へ申し付けることを検討していたところ、渡海場肝煎・頭取らが儀助を同道して船目代を訪れた。そこで、嘉助の後役が未だ決まらないため諸御用を勤めるのに困っているとして、儀助の身元を保証することで、同人の後役就任を願い出た。船役人は、これを聞き届ける形で儀助に、渡海場頭取ならびに肝煎の兼勤を申し付けていた（慶応二年十一月十四日記事）。

いま、この経過にあわせて前掲【表②】をみると、渡海場頭取と肝煎の関係について気づくことがある。高木屋嘉助の死去後、倅儀助が渡海場頭取兼肝煎に加わることになった時、渡海場頭取のうち肝煎兼勤の庄原屋勘助、古井津屋門助の格順が上昇しているが、その他のすでに渡海場頭取であつた庄原屋藻平、庄原屋祐蔵、宍道屋茂重の序列に変化がない。つまり、

渡海場頭取の経験とは無関係に、儀助はいきなり肝煎に任命されているのである。実際に渡海船乗りをまとめる役職は「肝煎」の方であり、これに就任できる者も家によつて固定化される傾向があつたと推測される。

儀助の肝煎就任は、先例に従つて渡海場月番から「渡海仲間」や「伝渡仲間」へ触れられた。渡海場内には渡海場船役人からはある程度自律した、渡海船仲間や伝渡船仲間といった集団があつたことが明らかになる。もともと儀助の就任自体が、あらかじめこのような仲間内での合意があつて、渡海場頭取・肝煎が身元を保証し、船役人に推薦するという段取りが取られていた。

実は、「渡海場」という語そのものに、藩公認の特権を持つ船頭仲間（広義の「渡海場」）とは別に、このような船役人を除いた渡海船仲間（狭義の「渡海場」）を指して使われる場合があつた。さきにみた荒布屋九助が船年寄の辞職を願い出たときの事例でも、九助が慰留を聞き入れないため、船目代の依頼で渡海場肝煎らも「渡海場惣代」として、九助宅へ出かけて思いとどまるよう説得している（慶応二年寅十月記事）。さらに、慶応三年正月のくじ取りでは、船目代の役替わり後、初めてのくじ取りであつたことから、船目代六右衛門は、「渡海場」に対して祝儀の酒角樽を遣わしている（慶応三年正月六日記事）。渡海場肝煎は、こうした狭義の「渡海場」を実質的に統制する役職であつたといえる。

伝渡肝煎と伝渡船仲間

渡海場船役人の下には、渡海船乗りによる渡海船仲間とは別に、伝渡船乗りの伝渡船仲間が存在した。渡海船乗りを実質的に統制した渡海場肝煎に対し、伝渡船乗りを統制したのが伝渡肝煎であつた。伝渡肝煎は四名

おり、いざれも屋号はなく、名前のみの記載となつてゐる。この役職について、渡海場船役人によつて任じられていた。

○慶応二年一月六日、渡海場船役人より、喜重を伝渡肝煎に再任し、波戸灘締方の兼勤を申し付ける。

喜重は、正月六日のくじ取りの場で、船役人に伝渡肝煎の辞職を願い出たが認められず、結局、再任された上に「波戸灘締方」の兼勤を命じられている（（慶応二年正月六日記事））。後者の役職は、末次波戸場を取り締まる役目であつたと考えられる。末次波戸場は「土手波戸場」ともい、末次にある伝渡船仲間の拠点であつた（（図①） 参照）。

慶応二年七月、渡海场上錢の作法をめぐつて、この末次波止場で一つの争論が発生している。盆をひかえた十一日、「土手波戸場」へ盆中入用の買ひ物に來ていた秋鹿郡片句浦の船四艘が、上錢を受け取ろうとした伝渡船乗りを無視して出船しようとしたために、追いかけてきた伝渡船乗りと争いになつた。このため片句浦の者は乗り戻して、逆にこのことを番所へ訴えたのである。

早速、藩役人の上廻番伊藤重三郎より船目代に対し、船の作法を知る

者を出頭させるよう申し入れがあり、渡海場肝煎の門助が和田見町の目明方へ出かけて、渡海场上錢の作法について説明をおこなつた。当初、船目代は事情を把握していなかつたが、事前に伝渡肝煎より伝えられていた門助から、目明方での様子とともにこの経緯を聞かされた。話を聞いた船目代は、急ぎ渡海場からの訴えとしてとりまとめ、廻船方広江権内および大目代忠兵衛へ届け出たのである。十六日になり、小目代より船差へ渡海場の法合並びに願書を差し出すよう指示があつたため、提出したのが次の史料である（（慶応二年七月十二日記事））。

【史料③】

乍恐演説覚

去り十二日、末次波戸場江片句浦之者、船四艘多人数乗組、盆中入用者之由、且石塔積入罷帰候ニ付、同所伝渡乗之者より聊か之上錢申受度旨申聞候得共、其儀なく乗出し候ニ付而（中略）、元來右波戸場江ハ三月八月両月杵築祭礼之節ハ渡海場より肝煎之者相詰、乗人相改上ハ錢取立、尚又七月十二日十三日両日ハ所々より之船松江出府數十艘有之、右之内ニハ石塔積入、且盆中入用之品々數多買入、荷重者ハ勿論積荷之模様ニ寄、先年より老艘より五拾文より七拾文或ハ百五拾文位高にして上錢受取來リ申上候（中略）、外浦且内潟ニ而も都度船付之ヶ所より參候船ニ致積荷候分ハ、往古より御作法之通、上ハ錢平日迪も受取來リニ御座候、尤空船之分ハ一向構不申儀ニ御座候、乍恐此段被仰上被下度奉願上候、以上

寅七月

渡海場 船役人

この願書からは、当時の末次波止場の様子と、ここでの伝渡船仲間の役割が分かる。杵築大社祭礼および盆前の買ひ付け時には、乗船する参拝者や買ひ付けに來た人々で賑わつていて、とくに大社祭礼時には、渡海場より肝煎がつめて出船する者を改めて上錢を徴収しており、それ以外の時は伝渡船乗りが上錢を徴収した。この上錢は、さきの三分類のうち上錢②にあたる。渡海場としての上錢徴収権を、伝渡船仲間が分有していたのである。こうした事情を承知しない片句浦の船乗りとの間で生じた争論であつたが、結局、十七日に伝渡肝煎の喜重と平蔵が呼び出され、町奉行所の白州

で吟味を受けることになった。最終的な結末はよく分からぬが、渡海場に有利に進み、ことなく済んだようである。

伝渡船乗りについては、末次波止場以外で活動していた者も想定されるが、いずれにせよこれが伝渡船仲間の拠点であったことは間違いない。そして、渡海場船役人の指示のもとで公事を争うなど、末次に拠点をもつ伝渡船仲間も白潟渡海場の統制の元にあつたのである。

3、渡海船仲間の実態

御用負担と渡海船仲間

「渡海場」とは、藩に対する職務を勤めることで特権を認められた船頭仲間（広義の「渡海場」）を意味したが、さらにこの内部にある、船役人から自律した渡海船乗りの仲間（狭義の「渡海場」）を指す場合もあつた。ここでは、後者の渡海船仲間にについて、その実態をみてみたい。

【史料④】

演説書

渡海場

奉申上演説之覧

一、先年奉願渡海船乗共唐船番町夫御差除被下置、難有仕合ニ奉存候、然処裏住居罷在候者ハ町家振合ニ而御差除相成候ニ付、當時之所左

二奉申上候

渡海乗四拾式人

内 拾六人 表住居

廿六人 裏住居

此式拾六人之者ハ前文ニ申上候通、裏住居罷在候ニ付
而者唐船番御差除御座候而茂別段所詮も無御座候

右四拾式人裏表共唐船番之外町家順番夫、其外都而之夫役相当候ニ付
而者御用船留主中も夫役相当リ候得者、跡家内より代人雇出ス高賃差
遣候様之儀、毎々御座候趣、左候而者内外共御用相勤候様ニ相成、迷
惑仕候段歎罷在候

一、雇水主之儀、先年ハ拾四五人斗茂御座候處近年追々相減ス、當年
ニ相成可皆々稼替仕、當時老人茂無御座候、右三付商人荷物積受出船
毎々差問仕候、尤水主賃之儀者荷物運賃惣高之内三步一分ケ遣し候仕
來リニ御座候處、近年世上不景氣ニ付而ハ荷不足ニ而出船仕候儀茂御
座候得ハ、自然水主賃も是ニ准し稼ニ劣り訳共ニ可有御座哉、左候逆
纔之運賃ニテ足錢茂難相成、依而渡海仲間色々操作仕候而茂出船留主
或者東西番船、前日当日または積荷之船番等差問多ニ而都詰者運賃欠
ケニ相成困入申上候

一、御用船數艘被仰出候節者、右申上候通水主稀ニ付無拵東西とも船
留仕、其上水主不足ニ相成候得者東西ケ所々々江飛脚差立渡海船呼戻
し、御用船無御間欠ケ相勤申上候、猶また御用荷積受出船之御差図御
座候迄、幾日茂滞船仕候様之儀も御座候、右等ニ付而ハ渡海乗手前ニ
テ内損相立趣ニ御座候

この史料は、すでに何度か触れた、慶応二年（一八六六）十二月、長州
征討後に陣具運送をめぐって、渡海場が藩に歎願書とともに渡海場の現状
をまとめ提出した演説書である（慶応二年・寅十二月記事）。

ここで、この演説書提出の背景となる、陣具運賃をめぐる一件の経緯を概観しておく。第二次長州征討が決着した十一月、廻船方広江権内より呼び出された船目代は、従軍中の陣具運送の運賃について、御用所からの仰せとして、渡海場が取る運賃は高すぎる所以、見合つた運賃に引き下げるよう伝えられた。これに対して、渡海場は歎願書とともに右の演説書を提出したのである。

この後、渡海場に同情的な船手役人の指示によつて、再び歎願書を作成して提出した。これによると陣具運賃が高いとされる理由は、古格にならつて米運賃であつたため、当節の物価高で米価が高騰したためとしている。そして、陣具運送の運賃米を引き下げる代わりに、他の御用船の錢払い運賃を米運賃にならして値上げするよう求めた（慶応三年卯五月記事）。翌四年閏四月、この願いは基本的には聞き届けられることになり、御用船について荷物船は米で、人船は代錢によつて支払われることに決定した（慶応四年閏四月廿日記事）。

さて、【史料④】の「演説書」からは、この時に渡海船仲間に属していた渡海船乗りの構成が分かる。四十二人の渡海船乗りがあり、このうち表店住居が十六名、裏店住居が二十六名で、全体の六割強が裏店に住む人々であった。

白潟では、松江渡海場に御用船と町人夫役という二重の役負担が存在する一方で、船乗集団には属さなかつた雇水主のような賃労働も展開していた。幕末の長州征討をめぐる状況は、収益のない御用船負担が増しただけではなく、戦時体制のもとで渡海船による従来の稼ぎの機会も奪うことになつていたのである。

渡海船乗りは、白潟の住人でもあることから、これに課せられた諸役も負担しなければならなかつた。「唐船番」は正規の町人だけが対象であったが、裏店住人を含めた「町屋順番夫」などの夫役負担が問題となつた。これは、御用船に従事している間にも割り当てがあり、留守宅では賃錢を払つて代人を雇つて勤めなければならなかつた。このことについて、彼らは内外二重の御用勤めで迷惑なことであるとしている。

【表③】渡海船の製作費

(表題)「渡海船壱艘新造作り并船具一切新調當寅年代錢荒積り左ニ」

費目	錢(貢文)	但し書き
板ならびに材木代	280	
鉄具代	180	
漆代	33	
板銅代	23	
船大工手間代	200	1人前1貫100文、ほかに150文酒手
帆ならびに帆道具代	100	
錨式番代	58	
ミなは壱番・はり緒壱番	28	
檣式挺代	50.4	
綱代メ高	78	苧綱壱番・つく綱壱番・わら綱壱番
笱54枚代	24.3	
屋根道具一切ならびに竹代とも	25	
ほかに、船おろし祝儀	—	
合計	1080	※合計は史料に記載の金額

(注)周藤氏寄託文書「御用留 船目代六右衛門」(島根県立図書館)より作成

また、渡海船の仕事は船頭一人では足りず、水主を雇う必要があつた。もともと白潟には、必要によつて雇用できる水主が存在したようだが、不景氣で水主賃が払えず、松江からの船積みや大橋川東西の船継ぎにも支障が出ているという。従来、城下白潟には必要に応じて水主として雇用できる、一定数の賃労働者がいたのである。

【写真②】宍道湖の渡海船(2)（松江歴史館蔵）



【写真①】宍道湖の渡海船(1)（松江歴史館蔵）



渡海船の形態

御用船として利用された「渡海船」そのものは、そのままに右の装備を利用されていた特定の形状をした船の名称であった。

この形態に合う船は、現在では直接見ることはできないが、幸いなことに残された古写真からその姿を知ることができる。【写真①】【写真②】⁽²⁵⁾は、明治後期に宍道湖畔で撮影されたとみられるものだが、まさに右の装備を備えた船であった。

【写真①】からは、帆の大きさが分かり、乗船している人物と比較しても、帆柱の高さは少なくとも六、七メートルはあった。【写真②】からは、舵や船上にかけられた屋根の形態などが判明し、帆を下げて航行する場合の長い櫓を使つて進む様子も明らかになる。

さきの陣具運賃の一件をめぐつて、渡海場は歎願書・演説書とともに、渡海船建造費用の見積書を提出しており、これらは渡海船一艘分の新造費用とともにその形態が判明する。【表③】は、見積書に記された費用を項目ごとにまとめたものである。一艘あたりの建造費は、合計一〇八〇貫文であった。板・材木代二八〇貫文、鉄具代一八〇貫文のほか漆代・板銅代など

船本体の材料費が総額の三分の

程度を占めている。船大工賃は、一人前が一貫あまりでほかに酒代も含めて、計二〇〇貫文であった。このほかの装備として、「帆」の関係で一〇〇貫文、「櫓式挺」五〇・四貫文、「屋根」道具関係で二五貫文がかかつている。このことから、「屋根や櫓を備えた帆船」という特徴ある形態の船であつたことが分かる。

作成時期のばらつきや重複の可能性があるため、単純には集計できないものの、最大八十石積から最小三十石積までのものが確認できる。渡海船は改造して増石することもあつたようで、松屋忠右衛門船が十一石増しにして五十五石積に（後掲【史料⑤】）、勘助船が四十石積から七十石積に、儀右衛門船が四十石積から六十四石積になつたことが記されている。

渡海船の所持

渡海船の積石数の断簡史料には、それぞれに持主の名前も記されている。次に、このうちの一つを挙げる。

【史料⑤】

（前 欠）

右之通相違無御座候、以上

舟目代六右衛門

廻船方

（丁折り目）

覚

一、渡海三十石積舟壱艘

庄原屋与兵衛

一、同 四拾三石

久木屋吉助

一、同 八■拾石

針屋清五郎

和多見町油屋孫左衛門かしや

茂八

このように、渡海場の権利そのものが株化しており、賃貸借の質物になるなどして移転した。結果、渡海船持が必ずしも船頭仲間として御用船を勤めたり、渡海場の権利行使したわけではなかつた。他の船座でも、株の名義を他人に貸して、実際に使用させることが見られた。宍道の船座の

一、同 六十石
庄原屋惣右衛門

庄原屋利兵衛

（後 欠）

もともと帳面であつたうちの一丁で、内容は船目代から廻船方へ報告しがるよう、廻船方によつて毎年十一月に船改めがなされていた。船には焼印が押され、この廻船方の焼印がなければ、御用米類だけでなく商売荷物等も積み請けることができなかつた。²⁸

渡海船の持主の名前をみると、多くが屋号を持つ商人であつた。屋号には「庄原屋」が三軒みえるなど、宍道湖西岸の出雲郡庄原との関係を想像させて興味深い。渡海船持には、屋号をもつ家持・家主だけでなく、「和多見町油屋孫左衛門かしや 茂八」のような借家住人もあつた。他の断簡史料からも、多くの借家住人が渡海船を所持していたことが確認できる。

また、渡海船は貸借による資金融通のための担保とされることがあつた。周藤氏寄託文書の断簡中にも、渡海船を質物とする借用証文の控記録が多数存在する。船の建造や修理するための費用の確保にも、このような貸借を利用した方法がとられたとみられる。さらに、貸借の質物を詳しくみると、渡海船そのものを対象にする場合と、「船番一ヶ所」のように渡海船番の権利を対象にする場合があつた。

一、同 五十石
一、同 五十五石
去巳十一月御改後作事仕十壱石増如此

松屋忠右衛門

このように、渡海場の権利そのものが株化しており、賃貸借の質物になるなどして移転した。結果、渡海船持が必ずしも船頭仲間として御用船を勤めたり、渡海場の権利行使したわけではなかつた。他の船座でも、株の名義を他人に貸して、実際に使用させることが見られた。宍道の船座の

例では、全体の座数が三十に決められており、宍道目代と座を統括する船差分を除く、二十八が船持の権利となっていた。このうち権利を持ちなが

ら自ら権利を公使しないものを「臥座」といい、仲間の了解を得て他人に貸すことができた。⁽²⁹⁾

松江渡海場では、渡海場の権利を所持していない者が、権利を借りて船稼ぎができる仕組みとして、次のような志儀と呼ばれる融通講を立てて、くじ取りによつて希望者に割り当てる方法が存在した。

【史料⑥】

志儀場置証文事

一、渡海船番一ヶ所 但、伊豆屋儀右衛門持來

紙屋又兵衛引受

右者宮脇屋卯右衛門・脇吉屋藤兵衛仕立志儀第四番□□□ニ相当申候、依而右之質物借受場置（後欠）

これまでみてきた松江渡海場の特徴について、藩との関係および所在地の白潟町人との関係から整理しておく。

「渡海場」の名称には、船頭仲間自身を呼ぶ場合があり、特に松江渡海場は、藩からも公認された名称であった。他地域にはない特権として、大橋川を藩が必要とする船を確保して御用船に従事する義務があつた。職務上では、寺社町奉行および船手役所（廻船方）との関係が中心であつたが、廻船方広江氏と船目代の間には、公的な関係にとどまらない密接な繋がりがあつた。

渡海場には、船役人として船目代を筆頭に船年寄・船差があり、いざれも藩から任命される形式であった。船目代は代々松浦氏が世襲しており、船年寄・船差は白潟の有力町人などがこれに就任している。行政事務や訴訟の過程を通じて、大目代・小目代といった町役人とも密接な関係にあり、町役人と渡海場の利害は一致する関係にあつた。松江を起点とする水運体制を守るため、共闘して他地域からの要求に対峙した。

さらに、組織としての渡海場をみると、宍道船座の船差や上荷船頭仲間の杵築町船目代が、ともに仲間の船乗りを直接差配する立場にあつたのに対して、松江渡海場は内部にさらに渡海船仲間と伝渡船仲間があり、それぞれに船乗りを差配する肝煎が存在した。このような重層的な構造が形成されたのは、一つには宍道や杵築と比べて、城下松江が水運拠点としての規模がはるかに大きかつたためであると考えられる。

都市としての城下松江（白潟）をみると、渡海船乗りには裏店住人も

多く、さらに必要な雇水主をまかなく、労働力を供給する場としての意味を持つていた。また、株化した渡海場の権利は、これを担保として金銭の貸借も行われていた。この権利を借りて船稼ぎができる仕組みもあり、白潟町人が志儀を立て、これを提供するシステムが存在した。

松江渡海場は、城下町を中心とする水運体制の上に、白潟町人と一体となつて、その特権の維持をはかつてていたといえる。さらに他地域の船頭との関係を含めた、内海水運の実態を明らかにしていく必要がある。また、城下松江の物流を担う主体であった問屋商人との関係に触れることができなかつた。これらを含めた、城下町松江の水運構造のさらなる究明が今後の課題である。

脚注

- (1) 松尾寿『城下町松江の誕生と町のしくみ』（松江市ふるさと文庫5・松江市教育委員会・二〇〇八）。山根正明『堀尾吉晴・松江城への道』（松江市ふるさと文庫6・松江市教育委員会・二〇〇九）。
 - (2) 近年の研究として、鳥取藩についての大嶋陽一「鳥取藩の御船手組織について」（『海と生きる（海から見た江戸時代のとつとり）』鳥取県立博物館・二〇一〇）、唐津藩についての久野哲矢「唐津藩船手松下家関係史料について」（『佐賀県立名護屋城博物館研究紀要』第一五集）二〇〇九）などがある。
 - (3) 西島太郎『京極忠高の出雲国・松江』（松江市ふるさと文庫8・松江市教育委員会・二〇一〇）。
 - (4) 『雷電・御船屋・漁師町』（松江市東本町五丁目町内会誌）（一九八二）
- 第二章。
- (5) 例えば、播磨国加古川では、本郷船座から田高船座、さらに滝野船座で積み替えて高砂へ運ぶ定めであった（安達正明『加古川水運史の諸相』『歴史と神戸』16巻5号・一九七七）。さらに高砂から領主米や商人荷物を、荷受問屋である大蔵元の差配のもと、渡海船仲間が大坂へ廻送した（中川すがね「播磨国高砂湊の渡海船」『新兵庫県の歴史』3・二〇一一）。
 - (6) 『宍道町史』通史編下巻（宍道町・二〇〇四）第四章第五節。拙稿「松江藩の廻米体制と荒木川方役所」『大社町史研究紀要』第七集（大社町・二〇〇六）。
 - (7) 島根県立図書館 周藤氏寄託文書。もともと船自代関係の史料は、周藤家に継承されたものではなく、後に入手されたものという。以下では、取り上げた事柄について、「御用留」記事の年月日等を入れて文末に（〇月〇日記事）等と注記する。
 - (8) 『松江市誌』（松江市・一九四一）第五節。
 - (9) 木幡家文書「宍道町船座一巻」、「宍道町史」通史編下巻第四章第五節。
 - (10) 島根県立図書館所蔵写真版「松江藩・御船屋・水主・大相撲関係資料」（以下、中山家文書と表記し、同図書館の目録番号・文書名を併記する）中山家文書A4「松江渡海場之訳」。由緒書には、寛政五年（一七九三）までの記事が載る。
 - (11) 中山家文書A23「松江渡海場濫觴并ニ古船法」。明治四年（一八七一）、船自代六右衛門によつて記された由緒書である。
 - (12) 前掲「中山家文書A4「松江渡海場之訳」。
 - (13) 木幡家文書「船持中より佐々布屋権右衛門へ相渡し候証文写」、『宍道町史』通史編下巻第四章第五節。

(14) 「御用留」には、同文の記事が二度記載されているが、数値に若干の相違がある。個別の船数と記載された合計（「船数大小共」）が一致する後の記事から集計した。

(15) 松平直亮編『松平定安公伝』（一九三四）第三章。

(16) 正井儀之丞・早川仲編『雲藩職制』（一九二九・三〇）〔歴史図書社再刊。一九七九〕。以下では、原則として史料の表記に応じて「町奉行」「寺社奉行」を使用する。

(17) 中山家文書A 6 「御船奉行并御役人年数書 奉行控」。

(18) 後藤藏四郎「御船屋誌 御船屋の行政組織」〔『おふな屋』第七号。一九三〇〕。

(19) 中山家文書中には、二点の「御船屋分見絵図」（島根県立図書館写真版B 1・B 2）が現存する。このうち一点（B 1・【図③】）は、寛政五（十二年）～一七九三（一八〇〇）ころの製作とされる。

(20) 前掲 中山家文書A 23 「松江渡海場濫觴并ニ古船法」。

(21) 平成一八（一〇）年度文部科学省科学研究費若手研究（A）「城下町の景観の動態的変容に関する歴史地理学的研究」報告書へ絵図集（二〇〇九）。

(22) 『松江八百八町 町内物語 白潟の巻』（山陰日日新聞・一九五五）。

(23) 前掲 中山家文書A 23 「松江渡海場濫觴并ニ古船法」。

(24) 現在の松江市役所本庁舎（埋立地）の北西端、四十間川の河口部にかつて波止場が存在した。万延元年（一八六〇）～文久元年（一八六一）に作製された「松平期松江城下町絵図」（島根大学附属図書館蔵・【図①】）には、この波止場に「ハトノ鼻」の記載がある。

(25) 旧立花写真館（松江市）所蔵のもの。現在、松江歴史館所蔵。

(26) 荒木文之助氏蔵。『松江歴史館展示案内 雲州松江の歴史をひもとく』（松江歴史館・一〇一）の表紙および見返しに写真版が掲載されている。

(27) 島根県立図書館 周藤氏寄託文書 断簡。

(28) 木幡家文書「御用留」、『宍道町史』通史編下巻 第四章第五節。

(29) 前掲 木幡家文書「宍道町船座一巻」、『宍道町史』通史編下巻 第四章

第五節。

（たぐだ・ともひで 島根近世史研究会会員）

松江歴史館

研究紀要

第2号

渡部彝の復権と周辺の人間模様	関 和彦	1
「松平斉貴上京行列図」に見る大名行列の構造	松原 祥子	15
幕末の松江渡海場——「御用留 船目代六右衛門」をよむ——	多久田友秀	36
松江城下町遺跡出土の桔梗紋の瓦を使用した家について	新庄 正典	56
島根県初の私立和洋画学校「方圓学舎」入門者一覧	西島 太郎	61
松江藩領全域をおおう「輪切絵図」——安定的な年貢確保を目的に——	上杉 和央	78(11)
	大矢 幸雄	
	石倉 舞美	
松江藩で利用された花崗岩類	朽津 信明	88(1)
	西尾 克己	
	稻田 信	

平成 24 年 3 月



MATSUE HISTORY MUSEUM

BULLETIN

No.2 MARCH, 2012

CONTENTS

Watanabe Tsune:An examination of his resurgence and influence on his peers. -----	SEKI Kazuhiko----	1
Structure of feudal lord's procession seen in the "Figure of procession of Matsudaira Naritake visit to Kyoto" -----	MATSUBARA Sachiko----	15
A basic study of the privileged group of sailors in Matsue in the end of Edo Period -----	TAKUDA Tomohide----	36
The house which uses roof-tiles dug up from the remains of Matsue castle town. The roof-tiles have Japanese bellflower ornaments.-----	SHINSYO Masanori----	56
A private art school was established for the first time in Shimane Prefecture "HOENGAKUSYA" list of students enrolled -----	NISHIJIMA Taro----	61
"Wakiriezu" : Atlases Showing Land Tax Collectiiion in the Matsue Domain -----	UESUGI Kazuhiro----	78(11)
	OYA Yukio	
	ISHIKURA Maimi	
Granitic rocks used in Matsue-han , Shimane Prefecture in early-modern age -----	KUCHITSU Nobuaki----	88(1)
	NISHIO Katsumi	
	INATA Makoto	

Published by
Matsue History Museum
Matsue, Japan

平成二十四年（二〇一二）三月三十一日印刷
平成二十四年（二〇一二）三月三十一日発行

松江歴史館研究紀要 第二号

編集発行 松江歴史館

住所 島根県松江市殿町二七九番地
〒六九〇一〇八八七

電話 FAX ○八五二一五五一五五一
○八五二一三二一一六一一

印刷所

住所 千鳥印刷
島根県松江市黒田町四八四一五
〒六九〇一〇八七六
○八五二一七一七一五五
○八五二一七一六九一七